時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千二百三十七號
明治廿五年一月十三日　水曜日
舊曆辛卯十二月十四日（甲、辰）
日出午前六時五十三分　日入午後四時四十七分
月出午後三時四十四分　月入午前六時六分
滿潮午前四時二十四分　滿潮午後四時五十三分
（西曆一千八百九十二年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢〇郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

衆議院議員の撰擧

客冬衆議院の解散に就ては各地方共に内々再撰擧の用意に忙しき折柄今回いよ／＼撰擧の期日を公布されたれば候補者の人々は公然撰擧場に打出で競爭に從事するならん抑も我國の國會に兎角過激の議論多きは過般解散の一事を見ても知る可きなれども扨その過激の議論あるは何の爲めなりやと云ふに畢竟議員中に士族流の論客多ければなり從來日本の政治社會は士族の一流にて持切り百姓町人は絶えて與らざるの習慣にして王政維新後に至りても此習慣は毫も改まる所なし維新の改革は四民同等の旨にして一切萬事その方向に進む可き筈なるに政治の關係は舊に異ならずして政府樞要の地位に在る者は申す迄もなく大小の官吏一切士族の流ならざるはなく隨て官尊民卑の弊風を生じたる其官尊民卑とは即ち士尊民卑の事にして當初の精神は何れの處に存するや知る可らず又一方の民間に於ては年來民權の議論盛にして其論の主義を聞けば人民の權利を伸張し政府の專權を抑へんとするものありとて主義に於ては間然する所なけれども扨其論を唱ふる人々は如何なる種類のものありやと問へば即ち又士族の一流にして或は純粹の士族あらざるも其精神は全く士流の教育に化せられて士化したるものに外ならず然るに古來此士族流の人々は政治の思想に富んで能く政を談じ又能く政を爲すと雖も經濟上の點に至ては頗る迂闊にして利害の在る所を知らず天下の經濟は扨置き甚だしきは一身一家の始末にさへ苦しむ程の次第にして其生の目的は唯一身の榮譽に在るのみ自から主治者の地位に昇りて下民を治め衣冠文物以て威嚴を張るみとを得れば即ち宿昔青雲の志を達したりと稱して他志あらざるものなれば今その遺流を酌む所の國會議員等が天下の大政に參與するを以て自分の立身と心得既に宿昔の志を達したる上は時の政府に反對するを其身の重きを示すの方便なれとて國家の大利害をば第二にして唯營々たる空論に熱し其極、遂に解散の變を來たしたるは自然の結果として今更怪しむに足らず其人の罪にあらず祖先來青雲病の遺傳に發したるものとして視る可きのみ左れば此解散こそ不幸の幸なれ全國經濟社會の人々は此度の撰擧を機會として自から奮發し議場を一新するの覺悟肝要なる可し聞く所に據れば再撰擧に就ては政府も民黨も共に多數を制せんとて大に運動するの決心あるよし政治上の爭に於ては左もある可き筈なれども今日の成行にては假令ひ政府方が多數を制するも又は民黨が多數を制するも何れにしても其多數が數理に迂闊なる人物にして前議會の如くならんには議場は矢張り激論空論の府たるを免かれず或は民黨が取て代はることあるも第二の藩閥政府を出現して官尊民卑の風は依然たる可ければ我輩は全國の人民が斯る政治上の爭に取合はず眞に全國の利害を代表する獨立の士人を撰出し日本國會の眞面目を現はさんことを希望するものなり

官報

〇正誤　去月三十日官報號外勅令第二百四十九號文武判任官等級表中陸軍砲工兵上等看護長ハ陸軍砲工兵上等監護長、陸軍砲工兵看護長ハ陸軍砲工兵監護ノ誤

内閣書記官

〇詔勅

朕帝國憲法第四十五條及衆議院議員撰擧法第三十條ニ依リ明治二十五年二月十五日ヲ以テ衆議院議員ノ臨時撰擧ヲ行フコトヲ命ス

御名御璽

明治二十五年一月十一日

内閣總理大臣兼大藏大臣伯爵松方正義
文部大臣伯爵大木喬任
外務大臣子爵榎本武揚
遞信大臣伯爵後藤象二郎
海軍大臣子爵樺山資紀
農商務大臣陸奥宗光
陸軍大臣子爵高島鞆之助
司法大臣子爵田中不二麿
內務大臣子爵品川彌二郎

朕近衛師團監督部條例中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年一月十一日

陸軍大臣子爵高島鞆之助

勅令第一號

近衛師團監督部條例中左ノ通改正ス

一「近衛師團」ヲ「師團」ニ「近衛師團監督部長」ヲ「師團監督部長」ニ改ム

一第二條ヲ左ノ如ク改ム

師團監督部ハ監督師團ノ名稱ヲ冠シ之ヲ某師團監督部ト稱ス

朕陸軍經理部條例中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年一月十一日

陸軍大臣子爵高島鞆之助

勅令第二號

陸軍經理部條例中左ノ通改正ス

第一條中「近衛及」ノ三字ヲ削ル

第二條中「近衛」ノ下ニ「師團」ノ二字ヲ加フ

朕陸軍定員令中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年一月十一日

陸軍大臣子爵高島鞆之助

勅令第三號

陸軍定員令中左ノ通改正ス

一附表第十一號近衛監督部定員表ヲ刪ル

一附表第十一號師團監督部定員表ニ左ノ備考ヲ追加ス

近衛師團監督部各課ニ一（二）（三）等監督補各一名及同部ニ下士三名ヲ增加ス

朕玆ニ外交官領事官貿易事務官公使館領事館書記生ノ本俸支給ニ關スル件ヲ裁可ス

御名御璽

明治二十五年一月十一日

外務大臣子爵榎本武揚

勅令第四號

外交官領事官貿易事務官ノ本俸ハ海外在勤中ニ限リ年額ヲ十二分シ其一分ヲ一箇月分ト爲シ毎月末日ニ之ヲ給ス

歸朝又ハ任所替ノ爲メ任地ヲ離ルヽトキハ日割ヲ以テ出發前日ニ之ヲ給ス

公使館書記生領事館書記生任地ヲ離ルヽトキ亦同シ

朕府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法納金收入規則ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年一月十一日

文部大臣伯爵大木喬任

勅令第五號

府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法納金收入規則

第一條　府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第十六條第一項ニ依リ府縣立師範學校長ヨリ國庫ニ納ムヘキ金員ハ明治二十三年勅令第百二十五號官吏遺族扶助法納金收入規則ニ依リ收納スヘシ

府縣立師範學校正教員及公立中學校長正教員ヨリ國庫ニ納ムヘキ金員ハ俸給仕拂ノトキ會計事務ヲ管理スル府縣官吏郡役所會計吏又ハ市町村收入役ニ於テ之ヲ差引スヘシ

第二條　前條第二項ニ依リ差引シタル金員ハ會計事務ヲ管理スル府縣官吏郡役所會計吏又ハ市町村收入役ヨリ毎翌月十日マテニ仕拂豫算ヲ添ヘ之ヲ收入官吏ニ納付スヘシ

第三條　府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第十六條第二項ニ依リ府縣郡市町村ヨリ國庫ニ納ムヘキ金員ハ毎年四月十日及十月十日マテニ其前六箇月分ヲ金庫ニ拂込ムヘシ

勅令第五號參照

法律第九十一號府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法（明治二十三年十月三日官報）抄錄

第十六條　府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正教員ハ其俸給百分ノ一ヲ每年國庫ニ納ムヘシ

府縣郡市町村ハ其府縣立師範學校及公立中學校長正教員ノ俸給百分ノ一ニ當ル金員ヲ每年國庫ニ納ムヘシ

朕民事訴訟法第十四條ニ依リ國ヲ代表スル者ニ付テノ規定中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年一月十一日

内閣總理大臣兼大藏大臣伯爵松方正義
文部大臣伯爵大木喬任
外務大臣子爵榎本武揚
遞信大臣伯爵後藤象二郎
海軍大臣子爵樺山資紀
農商務大臣陸奥宗光
陸軍大臣子爵高島鞆之助
司法大臣子爵田中不二麿
內務大臣子爵品川彌二郎

勅令第六號

明治二十四年勅令第三號中左ノ通改正ス

第一條　各省北海道廳及府縣廳ハ其所管又ハ監督スル事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス

第二條　各省大臣ハ省令ヲ以テ所屬特別地方廳中其官署事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表スルモノヲ定ムルコトヲ得

第三條　前二條ノ場合ニ於テ國ヲ代表シ訴訟ヲ爲スモノハ各官廳ノ長官又ハ長官ノ指定シタル所屬官吏トス

勅令第六號參照

法律第二十九號民事訴訟法（明治二十三年四月二十一日官報）抄錄

第十四條　國ノ普通裁判籍ハ訴訟ニ付キ國ヲ代表スル官廳ノ所在地ニ依リテ定マル但訴訟ニ付キ國ヲ代表スルニ付テノ規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

爲又ハ訴人及ヒ其繼承者ニ於テ訴ヘラルヽコトヲ得ル會社其他ノ社團又ハ財團等ノ普通裁判籍ハ其所在地ニ依リテ定マル此所在地ハ數箇ノ事務所アルトキハ本事務所ノ所在地トス若シ事務所ナキトキハ又ハ數所ニ於テ事務ヲ取扱フトキハ其首長又ハ事務擔當者ノ住所ヲ以テ事務所ト看做ス

勅令第三號（明治二十四年一月七日官報）抄錄

第一條　各省大臣ハ其所管事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス

第二條　北海道廳長官及府縣知事ハ其所管又ハ監督スル國ノ事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス

第三條　特別ノ地方官廳ヲ有スル各省大臣ハ省令ヲ以テ民事訴訟ニ付...

〇內務省告示第一號

一日本渡航...

右出版物ハ治安ヲ妨害...

頒布ヲ禁止ス

明治二十五年一月...

〇內務省告示第二號

一西野君名誉の當みま...

右出版物ハ安治ヲ妨害...

頒布ヲ禁止ス

明治二十五年一月...

〇大藏省告示第二號

一中山道鐵道公債元金...

右整理償還ノ爲メ本月...

但抽籤ノ都合ニ依リ...

明治二十五年一月...

雜報

〇南太平洋（ニュー...

廣嶋丸

ニユーカレドニヤ嶋渡... 嶋に航行せんとする日本... 八百九十一年英國サン... 睹車蒸氣船にして船體は... 檣、總噸數二千二百七十... 公稱馬力二百十九あり... れ共此度は特に移住民... 更したるを以て六百の... が如きみと無し移住民... 以來日用品等を買ひ調へ... 如し是等は何れも高き... んとするものあれば皆... 醫師板谷氏は昨日より... 旅せり本船は五日午後... に依り明六日早朝出帆...

南洋行の乘客

南洋行廣嶋丸の乘客は... 曾小野彌一、山監督當... 多和田泰四郎、... ワシユー及び時事新報... れども他の五名はニユー... べき人々にして鋼り余... したる上濠洲に向ふべし... る十六日間の行程にして...

一月五日夜長崎に...

〇撫石は三軍の元帥あ... 普魯西方の騎兵隊中に... の父母は旦暮その無事... 其中に固より名もあき... き操もあし或は既に討死... とも見るみともやと老の... 西軍勢の後を慕ひ行き漸く... りの大軍なれば我子を見... 難に一策を案出して云ひ... らねどもモルトケ大將軍... に就て聞はゞ何故我子の... 思案を定め兼ねてより將...